

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告  
 解約金条項使用差止請求事件（京都地裁平成23年（ワ）第3425号）  
 （平成26年8月7日判決 判例秘書所収）

**【事案の概要】**

京都の適格消費者団体が、結婚式場利用契約を解約した際の解約料が「平均的な損害」を超えると主張して、その根拠となった約款条項（別紙契約条項参照）の差止めを求めた。被告事業者は、解約料は、事業者が被る「平均的な損害」を超えないと反論して争った。第一審、控訴審、最高裁ともに原告の請求を棄却した。

**【主な争点】**

被告事業者が約款に基づき徴求する解約料が、「平均的な損害」を超えるか。

**【原告の主張・立証活動】**

**【原告の主張】**

- ・被告事業者の解約料条項は、見積金額が基準となっている。会場も使用せず、サービスも提供されないのに、式を施行し、会場を使用しなければ発生しない経費等（飲食物の材料費、他の式に使用できる飲み物や当日のみ発生する人件費など）が含まれる見積金額を基準とすることは不合理である。
- ・モデル約款が依拠する考え方は、再販率を厳格に捉え、同一会場、同一時間の再販売のみを算定の基礎としているが、他会場や、開始時間がずれていても再販売と捉えられる場合は存在する（この場合、損害は発生しない。）
- ・365日以前の解約料は、予約濫用防止の目的とされているが、1年以上前に解約すれば予約濫用とは言えない。勧誘時の事務費用は日常経費であり個別契約の損害ではない。また、改めての勧誘によりカバーできる。

**【主な立証資料】**業界の共通約款、改正されたモデル約款、同業種他社約款、裁判例（大阪地判平成14年7月19日金融商事判例1162号32頁、東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁等）、「消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究」報告書、国民生活センターのデータ、国生審資料等。

**【被告の主張・立証活動】**

**【被告の主張】**

- ・「平均的な損害」= 見積額 × 粗利益率 × 非再販率で算定されるべき（第1準備書面）。
- ・被告の解約料条項が定める解約料は、「平均的な損害」を超えるものではない。

**【立証資料】**準備書面で具体的な数値を主張していたが、それらの主張の根拠となる証拠書類の提出を長期間にわたり拒んだ。最終的に、被告の披露宴のキャンセル時点の見積額、キャンセル確定後の同日同会場同時刻での販売の有無等が記載されたエクセル表、被告における婚礼部門の粗利益表等などの書類（いずれも訴訟用に被告が作成した書類）が証拠として提出されたが、上記作成書類に記載された数字を裏付ける基礎資料については最後まで提出されなかった。

【問題点】

<p>資料提出をめぐる争いの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案で「平均的な損害」を厳密に算定するためには、被告の事業における「粗利率」、「費用」、「原価」の実態を客観的に把握することが必要であった。また、解約された契約の再販売率を求めするためには、結婚式の実施一覧、解約一覧等の資料が必要であった。</li> <li>・原告は、自ら収集できる限りの証拠（モデル約款，裁判例，報告書，文献等）を提出し、「平均的な損害」を超える部分が存在することを主張・立証したうえで、被告事業者の予約・解約・施行の一覧（日時・会場・金額・事業所名等を明らかにするもの）、決算書等、被告の主張を裏付ける基礎資料の提出を再三にわたり求めたが（原告第1、第2、第3、第4準備書面）被告事業者は、「平均的な損害」の立証責任は消費者にあるところ、前提となる消費者の立証活動が何らなされていない等と主張して提出を拒み続けた（被告第2準備書面，被告第3準備書面、第4準備書面）。</li> </ul>
<p>被告から提出された時期</p>	<p>「平均的な損害」を算定するために必要な具体的な数値が記載された証拠書類が、被告が上記を主張してから約1年後（平成24年2月の第1回弁論準備→平成25年2月の第7回弁論準備）になってようやく提出された。</p>
<p>提出された証拠の内容</p>	<p>証拠として提出された書類は、被告が訴訟提起後に訴訟用に作成したエクセル表であった。その表に記載された数字の真偽を裏付ける基礎資料については最後まで証拠提出されなかった。</p>
<p>提出された証拠の問題点</p>	<p>被告が主張する数字を裏付ける基礎資料が提出されないため、判決では、被告が訴訟用に作成し証拠提出したエクセル表の数値を元に、「平均的な損害」が算定された。一方当事者が作成した書類（いわば陳述書のような書類）に基づき判断がなされた点において、原告としては、証拠に基づかない裁判でないかとの不満が残った。</p>
<p>裁判所の訴訟指揮（証拠提出を促したか）</p>	<p>裁判所が、積極的に被告事業者に立証資料の提出を促すということにはなかった。原告からは、文書提出命令がなされたが、裁判所は、民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当する等の理由でこれを却下した（第一審、控訴審、最高裁いずれも却下）。</p>

( 別紙契約条項 )

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日(郵便による場合は郵便消印日とします。)時点のお見積額とします。

前日を含む365日以前 申込金の25%

364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費

179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費

149日以降120日目まで お見積額(サービス料を除く)の20%及び印刷物等の実費

119日目以降90日目まで お見積額(サービス料を除く)の20%及び印刷物等の実費

89日以降60日目まで お見積額(サービス料を除く)の30%及び印刷物等の実費

59日以降30日目まで お見積額(サービス料を除く)の40%及び印刷物等の実費

29日以降10日目まで お見積額(サービス料を除く)の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額

9日目以降前日まで お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額

当日 お見積額(サービス料を除く)の全額

すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

このキャンセル料規定は社団法人日本プライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。